

事 務 連 絡

平成 26 年 5 月 1 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$  民生主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老 健 局 総 務 課

結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、別紙のとおり「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」（平成 26 年 4 月 23 日付各都道府県、政令市、特別区衛生所管部（局）結核対策担当課あて事務連絡）が発出されたところであり、併せて同課より各都道府県、指定都市、中核市及び管内市区町村の福祉関係部局並びに所管する施設・事業所への周知について依頼がありましたので、情報提供させていただきます。

今般策定された「結核院内（施設内）感染対策の手引き（平成 26 年版）」において、福祉に関するものとしては、P23～P25 の高齢者施設やその他の入所施設、通所施設における対応についての記載がありますのでご留意願います。

なお、同手引き P24 及び P25 に記載のある「社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設」として記載のある障害福祉関連施設については、「障害者支援施設」と読み替えて頂くようお願いいたします。